

## 令和元年度第10回総会（月例）議事録

日 時	令和元年12月26日（木） 午後1時15分開会																								
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																								
出席委員 （17名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>有村 浩一</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>鳥丸 俊秀</td> <td>永尾 寛</td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td>福永 大悟</td> <td>堀之内 薫</td> <td>横峯 明人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>飯屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗	園山 一則	堂免 修	豊留 辰男	鳥丸 俊秀	永尾 寛	中村 秀彦	福永 大悟	堀之内 薫	横峯 明人			飯屋 幸孝			弟子丸 宗一			鳩宿 隆雄
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																								
有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗																							
園山 一則	堂免 修	豊留 辰男																							
鳥丸 俊秀	永尾 寛	中村 秀彦																							
福永 大悟	堀之内 薫	横峯 明人																							
		飯屋 幸孝																							
		弟子丸 宗一																							
		鳩宿 隆雄																							
欠席委員 （2名）	上四元 正昭      室屋 智美																								
事務局	事務局長    木口屋 主 幹        榊 支局主任    村田、末永、吉永、東、溝川、今吉、濱畑 専門員      大久保、矢崎、有田 主 査        内村、水盛、取達、井上、二俣 主 任        山本、飯田																								
農政総務課	主 幹        萩原 主 査        浜田																								
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>3 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>5 非農地認定に関する件</li> <li>6 農地利用変更届出に関する件</li> <li>7 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>8 令和3年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について</li> <li>9 農業振興地域整備計画に係る意見に関する件</li> </ol>																								
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</li> <li>2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>4 農用地利用配分計画に関する報告の集計について</li> <li>5 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</li> </ol>																								

議

長

開 会（午後 1 時 1 5 分）

定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第 1 0 回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

1 9 人中 1 7 人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、上四元委員、室屋委員から出されています。

桜島の発表委員は、1 7 番委員に変更になります。

次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、有村浩一委員、松下委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1ページ～6ページ 10件</b>	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。  まず、伊敷、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。  番号1号、譲受理由：受贈、譲渡理由：贈与、権利の種別と内容：所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、18番委員お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。  番号2号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、17番委員お願いします。</p>
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。  番号3号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号4号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。  番号5号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号6号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号7号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号8号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。  番号9号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。  番号10号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」10件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b> 7ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、伊敷、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：車両置場、貸車両置場125.00㎡、転回場等509.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…宅地、西…他人田、北…農道、境界…土留、雨水…農道側溝。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>申請地は中古車置場として転用するものです。</p> <p>なお、申請地は現地調査の際、土砂仮置き場として無断転用されていたことから、申請者に始末書の提出を求め、農地法の許可なく、今後はこのようなことが無いよう、指導を行ったところであります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

<b>議題 3. 農地法第 5 条許可申請に関する件</b> <b>8 ページ～14 ページ 17 件</b>	
議 長	次に、議題 3 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14 番委員お願いします。
14 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：一般住宅、住家 1 棟 125.45㎡、庭敷地等 277.55㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・西…宅地、南…里道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号 2 号、賃借権、設定、仮設事務所、事務所 1 棟 160.72㎡、駐車場等 1, 278.28㎡、東…私道、西…山林、南…山林、雑種地、北…水路、境界…土留、雨水…自然流下、汚水…仮設トイレ。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>申請地は来年 4 月に行われます選挙のための事務所として一時的に転用し、終了後、農地に復元するものです。</p> <p>なお、申請地は現地調査の際、土砂仮置き場として無断転用されていたことから、代理人を通じて、始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後はこのようないことが無いよう、指導を行ったところであります。</p> <p>番号 3 号、所有権移転、売買、建売住宅、住家 3 棟 186.81㎡、通路 93.00㎡、庭敷地等 448.19㎡、東…渡人畑、里道、西・南…宅地、他人畑、北…宅地、他人畑、渡人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号 4 号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場 43.00㎡、東・南…宅地、西…市道、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13 番委員お願いします。
13 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 5 号、所有権移転、売買、一般住宅、住家 1 棟 58.63㎡、車庫 1 棟 45.00㎡、庭敷地等 347.37㎡、東…他人畑、西…里道、南…渡人畑、北…山林、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号 6 号、所有権移転、売買、植林、クヌギ 15 本 166.37㎡、法面等 338.63㎡、東・南…雑種地、西…市道、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、18 番委員お願いします。

1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、使用貸借権、設定、駐車場、駐車場131.00㎡、東・南…貸人畑、西…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、過去に駐車場として無断転用されており、現地調査の際も駐車場として利用されていたことから、代理人を通じて、過去の経緯を含めた始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後このような事が無いよう、指導を行ったところであります。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、事務所、事務所1棟122.87㎡、駐車場1,322.40㎡、整備場等6,054.53㎡、東…市道、西…里道、南…宅地、市道、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、事務局より説明します。</p>
吉 田 支 局	<p>この件についてご説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、支所から南に約3.0kmに位置する、市道石下谷・大原線沿いの、相当数の街区を形成している区域内にある「街区内農地」に該当する第2種農地です。</p> <p>申請人は、市内で運輸事業等を営む法人で、今回の申請地は赤色で囲った2筆の畑と隣接する宅地等を一体利用するものです。</p> <p>令和2年4月から鹿児島市交通局より路線移譲が行われることで、バスの増車によるバス駐車場が不足するため、県総合教育センターの北側に位置し、県道鹿児島吉田線も近い当該地を吉野・川上・岡之原・西伊敷方面行のバスの中継ターミナルとして活用しようとするものです。</p> <p>雨水は市道側溝へ、事務所兼休憩所は既存建物(軽量鉄骨2階建)を利用し、整備場(鉄骨造2階建)、自家用給油所(鉄骨造平屋建、地下タンク)、洗濯機を設置します。</p> <p>また、土地利用調整課等関係機関ともすでに協議済みです。</p> <p>つきましては、他に代替地もないことから、今回の申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、所有権移転、贈与、庭敷地、庭敷地178.00㎡、駐車場等86.00㎡、東…私道、西…他人畑、南…市道、他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、駐車場、貸駐車場150.00㎡、転回場等116.00㎡、東…宅地、他人畑、西・南…宅地、雑種地、北…河川、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号11号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟99.37㎡、庭敷地等300.63㎡、東…他人田、西・北…市道、南…渡人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟99.37㎡、庭敷地等189.63㎡、東…他人畑、西…宅地、南…宅地、私道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電395.83㎡、通路等261.17㎡、東…山林、西…里道、南…他人畑、北…県道、境界…防護柵、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請人は喜入一倉町にある農地を取得し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル204枚、最大出力49.5kWになります。</p> <p>なお、九州経済産業局からの設備認定通知書は、平成31年3月26日に承認を受け、また九州電力への系統連係に係る契約も平成30年12月19日付で承諾されております。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟63.82㎡、庭敷地等435.18㎡、東…宅地、西・南…里道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟52.17㎡、庭敷地等185.83㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲714.55㎡、通路等333.45㎡、東…宅地、西…水路、南…県道、北…農道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、建売住宅売買、住家1棟56.70㎡、庭敷地等95.48㎡、東・西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17について補足説明をさせていただきます。</p> <p>本件は建売住宅売買となっておりますが、建売住宅建築につきましては、平成31年4月26日付で5条転用許可済みであります。</p> <p>今回の申請はその完成した建売住宅を受け人が購入することによるもので、本来は許可不要です。</p> <p>しかし、当該地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業完了するまで、地目変更登記ができず農地のままであること、所有権移転を行うには、不動産登記令（第7条第1項第5号ハ）により、農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行う必要があるものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>番号8の転用目的施設等の中に、整備場等とありますが、整備場等というのは、どういう施設ですか。</p>
吉 田 支 局	<p>この整備場につきましては、バスを54台ここに駐車場として置くわけですが、そのバスの整備をするために、ここに整備場を設けるといいうことでございます。</p>
9 番 委 員	<p>整備場というのは、建物があって、その中で車の整備をするというふうに思っているのですが、建物はできないのですか。</p>
吉 田 支 局	<p>この整備場は、鉄骨2階建の建物を造り、この中でバスの整備を行うということです。</p>
9 番 委 員	<p>2階建の建物ですね。6,054㎡の建物ということですね。</p>

7 番 委 員	従来から、農地転用をする時は、上限を2,000㎡位という制約があったんですけど、今回は面積が大きいですけど、これは公共のものということで、特例があるということですか。
事 務 局	この面積については、必要である面積であることの挙証責任は、転用実行者にありますけど、配置図等でちゃんと提出されておりますし、先程、吉田支局の方から説明がありましたように、土地利用調整課等との協議も完了しておりますので、特段問題のない案件であると考えます。この後申し上げますが、3,000㎡を超える農地となりますので、この議決の後、来月10日の県農業会議の意見を諮る案件にはなりません。 以上です。
7 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」17件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、転用面積が3,000㎡を超える番号8号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。

<b>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</b> <b>15ページ～17ページ 4件</b>	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田、喜入、松元地区に合意解約の通知が出ております。 委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件、4件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<b>議題5. 非農地認定に関する件</b> <b>18ページ～22ページ 11件</b>	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本庁、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 この件について、補足して説明いたします。 申請地は、広木1丁目の市街化区域内にあり、申請人は、申請地を平成15年に資材置場に転用する目的で5条届出により取得し所有権移転は行ったものの、転用行為がないまま現在に至っております。 今回経緯書添付のうえ、非農地証明願いが提出されたものです。 番号2号、調査結果：唐竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：檜、約40年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：4274：檜、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 4279：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号6号、調査結果：檜、孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：檜、孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、調査結果：通路として50年経過、現況道路。</p> <p>番号9号、調査結果：住家1棟、14年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、調査結果：住家1棟、84年経過、現況宅地。</p> <p>番号11号、調査結果：住家2棟、18年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」11件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題6. 農地利用変更届出に関する件</b></p> <p><b>23ページ 1件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題6.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、喜入、10番委員お願いします。</p>
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土をして利便性を高める。工事開始日：令和2年3月1日、工事終了日：令和2年8月31日、周囲の状態：東…他人田、西…市道、南…水路、北…別件5条申請地、境界…コンクリート擁壁、作物…野菜、高さ…0.92～0.95m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題 7. 農用地利用集積計画に関する件 24 ページ～34 ページ 20 件	
議 長	<p>次に、議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>30 ページ、番号 6 号につきましては、18 番委員自身が役員の農地所有適格法人が、番号 8 から 10 号につきましては、12 番委員自身が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、18、12 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、18 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（18 番委員離席後）</p> <p>それでは、番号 6 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>30 ページをご覧ください。</p> <p>番号 6 号、地目：畑、面積 1,497.00 m<sup>2</sup>、権利の種類：賃借権、設定期間 3 年、区分：更新。</p> <p>令和元年 12 月 27 日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」の番号 6 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、18 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。12 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（18 番委員着席、12 番委員離席後）</p> <p>それでは、番号 8 から 10 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>30ページをご覧ください。  番号8号、地目：田、面積1,004.00㎡、権利の種類：賃借権、設定期間10年、区分：新規。  番号9号、地目：田、面積829.00㎡、権利の種類：賃借権、設定期間10年、区分：新規。  番号10号、地目：田、面積763.00㎡、権利の種類：賃借権、設定期間10年、区分：新規。  令和元年12月27日公告予定です。  これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。  これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号8から10号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。  残りの案件の審議に入ります前に、12番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(12番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。  残りの16件及び先ほどの4件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>24ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、令和元年12月27日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権3件1,470.00㎡、うち新規2件1,188.00㎡、賃借権17件29,493.00㎡、うち新規14件24,521.00㎡、合計20件30,963.00㎡、うち新規16件25,709.00㎡となっております。</p> <p>次に25ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。3年、5年、10年が各1件となっております。</p> <p>次に26ページをお願いします。</p> <p>これは、24ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が10件、3年が3件、11年以上が2件、1年から3年未満、5年から10年未満が各1件となっております。</p> <p>次に27ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権3筆、賃借権27筆、計30筆。面積は、田10,789.00㎡、畑12,993.00㎡、樹園地7,181.00㎡、計30,963.00㎡うち更新分は、5,254.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は20人。うち更新分は4人となっております。</p> <p>次に28ページから33ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>また34ページに農用地利用配分計画がございますが、これは、28ページの番号1に係るものです。農地中間管理法の改正により、本年11月1日から、貸し手から公社、公社から受け手への貸借を同一の総会で審議することになったことによるものです。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 令和 3 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について 別冊資料 2	
議 長	<p>続きまして、議題 8. 「令和 3 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。</p> <p>今月と来月のふた月にかけて話し合っていたき、来月は最終的に提案を取りまとめていきたいと思ひます。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>「令和 3 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」別冊資料 2 をご覧ください。</p> <p>それでは、提案内容について、説明させていただきます。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>各地区から提案をしていただいたものを 6 つの項目に取りまとめました。</p> <p>「1 有害鳥獣被害対策に関すること」、</p> <p>「2 将来の農業を担う農業後継者等の育成・確保等に関すること」、</p> <p>「3 遊休農地の解消や発生防止に向けた農地等の基盤整備の推進等に関すること」、</p> <p>この 3 項目につきましては、昨年度提出した提案の継続意見となりますので、2 ページから 6 ページの提案内容等につきましては、お目通しください。</p> <p>「4 活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る固定資産税の減免について」、5 「未相続農地及び所有者不明土地について」、6 「食料自給率低下を加速させる日米貿易協定について」は、新たな提案となりますので要点を読み上げます。</p> <p>7 ページをご覧ください。</p> <p>活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る固定資産税の減免について</p> <p>活動火山周辺地域防災営農対策事業は、桜島の降灰被害を防ぐために、降灰・火山ガスへの耐久性等を考慮した施設とする必要があることから事業費は高額となり、この事業により設置される硬質ハウスの償却資産に係る固定資産税が農家の大きな負担となっている状況である。</p> <p>また、農業経営は、農産物価格の低迷などにより、非常に厳しく、生産コストの低減を余儀なくされております。降灰下におけるこのような農業の実情をご賢察いただき、防災営農対策事業に係る固定資産税の算定に当たっては、事業費の自己負担部分を対象に課税するなど、減額について特段のご配慮をお願いしたい。</p> <p>また、減価償却の済んだ施設については、償却資産に係る固定資産税の免税をお願いしたい。</p> <p>8 ページをご覧ください。</p> <p>納税管理人への所有権移転について</p> <p>農地集積、道路改良、農地整備などを行うにあたり、未相続地や所有者不明地が事業の妨げとなっている。</p> <p>国は所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針を閣議決定するなどの対策を講じているが、さらに踏み込んだ施策として、納税管理人として 20 年以上固定資産税を負担している者にその事実をもって、その土地の名義を変更できるようにしてもらいたい。</p> <p>相続登記事務処理等の簡素化について</p>

		<p>相続登記処理に高い経費も係るうえに大変煩雑であるため相続登記の処理をしない方も多々いる。未相続農地が増えると農地の利用権設定や売買も難しくなってくるため、もう少し安価で簡単にできる制度へ見直しを行っていただきたい。</p> <p>食料自給率低下を加速させる日米貿易協定について</p> <p>令和元年12月4日に日米貿易協定がアメリカの言うがままに批准された。すでにTPP、EPAと農産物の自由化が大幅に認められている。さらに、日米貿易協定で食料の自給率はさらに引き下げられる。</p> <p>日米間では、「第2ラウンド」である日米FTAが協議されようとしている。日本の経済主権を脅かす今後の協議にも反対する。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>内容を検討し、提案事項を整理したいと考えますが、皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題8.「令和3年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第11回総会で再度まとめたいと思います。</p>
<p><b>議題9. 農業振興地域整備計画に係る意見に関する件</b></p> <p><b>別冊資料3</b></p>		
議	長	<p>次に、議題9.「農業振興地域整備計画に係る意見に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>本件については、計画全体見直しに当たり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農地の流動化等について、農業委員会の意見を聞くものとなっております。</p> <p>それでは、農政総務課お願いします。</p>

農政総務課	<p>それでは、別冊資料3をご覧ください。</p> <p>今回、農業振興地域整備計画に関する法律等に基づき、計画の策定にあたり、農地の流動化等について、農業委員会へ意見を聴くことになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>先ず、1の農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策ですが、近年、農家戸数、農業就業人口が減少する傾向にあり、一戸当たりの経営規模は拡大するものと考えられております。今後は、農地の流動化が規模拡大に結びつくよう、認定農業者等の担い手へ農用地の利用集積を図り、さらに認定農業者等の担い手の育成を図ることなどが必要なことから、農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るため、次の下表のア新規就農者の確保・育成、イ多様な農業担い手の育成、ウ農業経営基盤強化促進事業、エ農地中間管理事業を重点的に推進し、目標達成に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>次に、2の鹿児島市農用地区域等面積（案）についてですが、今回の全体見直しによる農用地区域の数値を示しております。現時点では、案でございますが、表の総面積の農用地区域変更前（A）は、3, 245.5haで、除外が443.4ha、編入が11.3haあり、農用地区域変更後（B）は、2, 813.4haとなりました。</p> <p>また、最後のページに土地利用計画図を付けておりますが、今回の見直し後の農用地区域は、薄黄色に着色されたようなかたちになる予定でございます。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9番委員	<p>この土地利用計画図の中で、黄色の部分が農用地区域ということよろしいですか。</p>
農政総務課	<p>黄色の着色された部分が、農用地区域になります。</p>

7 番 委 員	<p>せっかく農政総務課が作っていただいたけど、どこがどこかさっぱりわかりません。自分の集落はどこに入っているのか、この地域が外れているのか、入っているのか、全然わかりません。これで意見を求めると言われても出ないです。「全体の農地の流動化が規模拡大に結びつくよう」とあるんですけど、規模拡大をどんどんしていても、経営者が突然倒れた時、大規模な農地が空くと言っているんです。それよりも、もっと小規模農家を大事にしていくような施策をしていかないと、管内はどんどん荒れていくという持論をもっています。皆さんいかがですか。今のこの地図では、判断を求められても、単に農業委員会に報告したという実績だけで終わるのではないかと思います。各地区にばらして、この部分のここはこうなるんですよという説明が逆に欲しいです。</p>
議 長	<p>7番委員の意見はよくわかりました。場所は、鹿児島は鹿、郡山は郡というふうに書いてありますから、しっかりと場所を見るのは、農政総務課に行って、それぞれ研究していただきたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
1 8 番 委 員	<p>それぞれに地域がわかるのが欲しいです。</p>
3 番 委 員	<p>各地区が図面を持っていると思います。各支所でも出してもらえばわかるのではないかと思います。</p>
農 政 総 務 課	<p>今、ご指摘がございました図面につきましては、これを一つ一つデータで出しますと、1,000ページからなります。1,000ページをここに示すというのは非常に難しく、各農林事務所の方に、別に詳しい地図等を置かせていただいておりますので、そちらの方を見られていただきたいと思いますが、そしてもう一つは、農業委員会の委員の方々に意見を求めるということにつきましては、1番でございまして、2番につきましては、どういうふうに農用地が減りますというようなことを見ていただきたいと思いますが。</p>
9 番 委 員	<p>農用地区域の変更前の数値と変更後の数値がありますが、B-Aということで、432.1ha減らすということですか。</p>
農 政 総 務 課	<p>そうです。除外というのが、いわゆるマイナス、編入というのが、新たに入れるというようなことで、432.1ha見直しを経て、減少しますということです。</p>
9 番 委 員	<p>432.1haを減らした理由、なぜ減らしたかということをお聞かせ下さい。</p>
農 政 総 務 課	<p>実際に、大まかに言いますと、鹿児島市全体で、大きく減少したのは、鹿児島地区でございまして、大体320ha程減少しております。大きな理由は山林化でございまして、他にも宅地になったりとか、道路になったりとか、そういう理由になっております。この2つで大体350ha減るということでございます。</p>

9 番 委 員	432haというのは、農業委員会からの申請とか、そういうのとの関係ではどうなりますか。農政総務課の方が、これだけ減らしたんだとおっしゃいますけど、我々はその現地を見て、これは山林化してるのだから、農地ではないというような判定をした部分なのか、それとも勝手に農政総務課の方が、ここは山林だから農用地区域から外すというふうにされたのか、どっちなんですか。
農 政 総 務 課	農政総務課の職員だけでなく、昨年農業委員会の方と一緒に現地を回りまして、その中で山林化されているものをしっかりと確認しております。
議 長	農業委員会でもしている非農地判断もあります。
農 政 総 務 課	非農地判断についても、この中に含まれております。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画に係る意見に関する件」につきましては、審議を終了いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
<p>1. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 35ページ～36ページ 2件</p>	
議 長	<p>続きまして、報告事項1「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 まず、吉田、事務局お願いします。</p>
吉 田 支 局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 この調書は、区域区分の定めのない都市計画区域内の5,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が12月4日に提出されました。 申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)4,093㎡、転用目的はバス駐車場と付帯施設です。 次に「2 農地の区分等」ですが、区域区分の定められていない都市計画区域内の用途地域の指定のない地域内の農地であり、「第2種農地の街区内農地」に該当するものでございます。 次に「3 その他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で農用地区域外でございます。 その他の土地利用計画との関係ですが、「届出地には農地が含まれているので、転用の際は農地法第5条第1項に基づく許可が必要ですが、令和元年12月10日付で農地法第5条第1項の許可申請がなされたところである。(11ページの番号8の別件5条許可申請地と同一の農地)」 以上のとおり土地利用調整課へ12月16日付けで回答したところでございます。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、松元、事務局お願いします。</p>

松元支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>この調書は、区域区分の定められていない都市計画区域内において、5,000㎡以上の土地の売買契約がなされたため、11月12日付けで、本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書の提出があり、届出地に農地が含まれることから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものでございます。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、届出の総面積は、22,084.92㎡ですが、うち農地の地目別面積は、田249㎡、畑1,163㎡となっています。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、区域区分の定められていない都市計画区域内の用途地域の指定のない地域内の農地であり、「第2種農地のその他の農地」に該当するものでございます。</p> <p>次に「3 その他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域外、農用地区域外でございます。</p> <p>その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地には農地が含まれていますので、転用又は一時転用の際は農地法第5条第1項に基づく許可が必要です。なお、利用目的には「現況利用」とあったため、土地利用調整課に確認したところ、現在のところ事業計画が未定との事でありました。よって許可申請においては転用の目的、実施時期、事業計画が明らかであることが必要となる」旨、回答しました。</p> <p>以上のとおり土地利用調整課へ11月27日付けで回答したところでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<b>2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>37ページ～39ページ 13件</b>	
議長	<p>次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」  報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」  報告事項4「農用地利用配分計画に関する報告の集計について」  それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>37ページをお開きください。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は13件です。</p> <p>登記地目別では、田24筆、13,723.00㎡、畑50筆、21,339.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が11件、その他が2件。権利の種別は、所有権が13件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が11件となっております。</p> <p>38ページから39ページは、農地法第3条の3関係の内容です。  お目通しをお願いいたします。</p>

<b>3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>40ページ～48ページ 30件</b>	
事 務 局	<p>40ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、一般住宅が1件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が21件、駐車場、その他が各3件、資材置場、店舗等が各1件、合計29件となっております。</p> <p>41ページは、4条関係1件、42ページから48ページは、5条関係29件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<b>4. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について</b> <b>49ページ～51ページ 8件</b>	
事 務 局	<p>49ページ「報告事項4」をお願いします。</p> <p>令和元年11月28日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、令和元年12月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>使用貸借権8件12筆5,882.00㎡となっております。始期は令和元年12月1日からになります。</p> <p>今回の分は、10月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>50ページから51ページは、先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<b>5. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</b> <b>別冊資料4</b>	
議 長	<p>次に、報告事項5「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告事項5 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の10月期については、訪問戸数165戸、うち不在19戸、調査回答戸数146戸、貸出希望5戸133.60アール、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績は、ありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数2,932戸、うち不在137戸、調査回答戸数2,776戸、貸出希望162戸3,521.96アール、借入希望31戸1,664.00アール、貸出実績11戸127.05アール、借入実績6戸55.08アール、中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午後2時20分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<p>・令和元年度第11回総会（月例）開催日時は、 1月28日（火）午前10時開会 本館2階 講堂</p> <p>引き続き、令和元年度第2回合同委員会を午後2時45分から開催いたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午後2時25分）</p>